

# 大台町森林整備計画

自 令和6年4月1日

計画期間

至 令和16年3月31日

三重県

大台町

## 目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規程に基づく 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齡、 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15

4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15
 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項	16
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
4 その他必要な事項	18
 第8 その他必要な事項	18
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
 III 森林の保護に関する事項	20
 第1 鳥獣害の防止に関する事項	20
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	21
 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	21
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	22
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項	22
1 保健機能森林の区域	22
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	22
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4 その他必要な事項	22

V	その他森林の整備のために必要な事項	22
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	25

#### 参考資料

- 1 付属概要図
- 2 機能別一覧表

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

大台町は三重県の中南西部に位置し、町の中央を県下最大の一級河川「宮川」が、源を大台ヶ原に伊勢湾まで注いでいる。源流部の「大杉谷」は、吉野熊野国立公園内にあり、多様な植生物、壮大な峡谷美を誇り、美しい自然環境が多くの人々に親しまれている。

また周囲が1000m級の山に囲まれ、全町が奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定されている。

町の総面積は362.86km<sup>2</sup>、その90%以上を山林が占め、県内の町では最大の規模を有し、国有林を除く計画対象区域の森林は27,920.82haで、その内人工林は16,495.14haと59%を占めている。人工林の表級構成は41年生以上が91%を占め、森林資源として成熟した段階にある。

このように多くの森林を抱える大台町も、近年の森林木材産業の状況は、木材価格の低迷、担い手の減少、高齢化など、他と同様に先の見えない不況に陥っており、森林への意識低下とともに施業放棄される森林が増加している。

平成16年9月の台風21号による集中豪雨や平成23年9月の台風12号による集中豪雨では、森林が持つ機能の限界を超え、各地で土砂災害が発生し甚大な被害を受け、木材の生産活動と密接に関係してきた森林の持つ水源涵養機能や山地災害の防止、また生物の多様性といった公益的機能の低下が懸念されている。

この様な中で、貴重な森林資源を次世代に引き継ぐためには、これまでの木材生産に固執しない、森林の社会的価値としての適正な管理と整備体制の構築、また多様化した社会要請に対応する方策が求められている。

今後の森林整備には、森林の様々な立地環境を詳細に把握し、より望ましい施業方法や植栽樹種を選択し、その森林が持つ本来の機能を最大限に發揮させる森林整備を推進していく必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### ア 森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとおりである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公园等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することと</p>

	する。
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
生物多様性 保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

#### イ 森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図る。

また、急傾斜等の路網開設困難地ではH型架線集材等の効率的な架線集材システムの積極的な導入を推進する。

共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

#### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化を図るためにには、施業地の集約化や効率化が必要となることから、森林経営の受委託等のあっせんを行う。また、森林作業同等の路網整備を促進し、効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

なお、この立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時点に達する時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### ◇樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
大台町全 域	35年	40年	35年	35年	10年	15年

※人工漁礁や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採齢が著しく異なる場合は、大台町役場林務担当課又は林業普及指導員に相談し、区域を定めて適切な伐採齢及び伐採方法等を決定することとする。

※エリートツリーなどの特定苗木が調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能な個所においては、大台町役場林務担当課又は林業普及指導員に相談し、適切な伐採齢を決定することとする。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

主伐の区分	標準的な方法
<p style="text-align: center;">皆伐 (主伐のうち 伐以外のもの)</p>	<p>森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</li> <li>・皆伐は気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生息状況からみて、皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> <li>・伐期は、多様な木材需要に対応できるよう地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図る。</li> <li>・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努めることとする（または必要に応じて設置する）。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">択伐 (主伐のうち、 伐採区域の森林 を構成する立木 の一部を伐採す る方法)</p>	<p>森林の多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。</li> <li>・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。</li> <li>・隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により、広葉樹を導入することも考慮するものとする。</li> <li>・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。</li> <li>・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。</li> </ul>

### 3 その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような大面積の皆伐は避けるものとする。（1箇所当たりの伐採面積は20haを超えないものとする。）

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

造林地に侵入してくる竹については、タケノコの状態において、早期に除去する。

伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域を明確化するものとする。

集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整備第1157号 林野庁長官通知）」を踏まえ現地に適した方法により行う。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### （1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、大台町役場林務担当課又は林業普及指導員と協議し、適切な樹種を選択することとする。また、花粉症発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入を促進するとともに、コンテナ苗の活用による一貫作業システムの導入に努める。なお、広葉樹にあっては遺伝的多様性保全の観点から地域性苗木を使用するものとする。

#### ◇人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹
ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性樹種であれば対象とする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、大台町林務担当課及び林業普及指導員と協議し、適切な植栽本数を決定することとする。

◇人工造林の樹種別及び仕立ての別の標準的な植栽本数 (本/ha)

区分	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
疎仕立て	1,000～ 1,500	1,500	—	1,000～2,000
中仕立て	3,000	3,000	3,000～4,000	2,000～3,000
密仕立て	6,000	6,000	—	—

※最低植栽本数は1,000本／ha以上とする。

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とする。

### イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とする。また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	樹種別の適期に行うものとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

#### ◇天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

#### ◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹 ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹	10,000本／ha

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。

芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。
-----	---

#### ウ その他天然更新の方法

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後5年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

①更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5m以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね1ha当たり3,000本以上成立し、かつ下草等に被圧されていない状態であること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、次のとおりとする。

- ・現況が針葉樹人工林であること
- ・2の天然更新が可能な母樹となり得る高木性広葉樹林が、更新対象地の隣接または斜面上方にないこと
- ・林床に更新樹種が存在しないこと

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
全ての林班	主伐後は、植栽することを基本とする。 ただし、獣害防止柵等の適切な設置と母樹となる天然林の存在により天然更新が見込まれる場合を除く。

### 4 森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の（1）による。

（2）生育し得る最大の立木の本数

2の（2）による。

## 5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図り、間伐効果を発揮させるため間伐率を材積率30%程度とすることが望ましい。

また、標準伐期齢未満では概ね10年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね20年に一度の間伐を実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。ただし、針広混交林へ誘導する場合は、強度の間伐を実施することができるものとする。

### ◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	疎仕立て～ 密仕立て	1,000 ～ 6,000	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐率は本数でおおむね20～40%とし、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	

ヒノキ	疎仕立て～密仕立て	1,500 ～ 6,000	15 ～	25 ～	35 ～	55 ～	75 ～	間伐率は本数でおおむね20～40%とし、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。	
-----	-----------	---------------------	---------	---------	---------	---------	---------	--	--

※ 間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上の森林において、材積率35%以内でおおむね5年以内に樹冠疎密度が10分の8に回復する伐採である。間伐及び除伐以外の伐採は主伐とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

### ◇保育の種類別の標準的な方法

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法
		年	1	2	3	4	5	6	7	8	12	18	20	
下刈	スギ ヒノキ	回	1	2	2	1	1	1	1	1				植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は6～8月頃を目安とする。つる切りは、繁茂の状況に応じて行う。
除伐	スギ ヒノキ	回								1	1	1		造林木の生長を阻害したり阻害が予想される進入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～3月頃を目安とする。
枝打	スギ ヒノキ	回								1	1		1	病害虫等の発生予防をすると共に材の完密度を高め優良材を得る為に行う。実施時期は樹木の成長休止期9月～3月上旬を目安とする。

## 3 その他必要な事項

間伐効果を長期間發揮させ、育林コストの縮減等をはかる観点から、林分の育成状況や気象被害等に十分留意し、大台町役場林務担当課と協議のうえ、間伐率を30%以上と

し、おおむね50%まで実施することができるものとする。

樹冠長率が30%に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険な状態となっている。しかし、さらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める。その場合、本数間伐率にして40%から50%程度の間伐を行い、さらに4、5年後くらい後に40%程度の間伐を行う。

また、針広混交林へ誘導することを目的に、強度の間伐を実施する場合には本数間伐率で概ね50%まで実施することができるものとする。

ただし、樹冠長率が20%程度まで低下した森林は、間伐を行っても健全な森林に戻すことは困難なことから、このような場合は皆伐更新することが望ましい。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

別表1のとおり。

###### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図るよう努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

###### 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
大台町全 域	45年	50年	45年	45年	20年	25年

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

###### ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

###### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

###### ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

別表1のとおり。

## イ 施業の方法

森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全、憩いと学びの場を提供する観点から美的景観の維持・形成に配慮した施業等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図り、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は別表2のとおりとする。

### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
大台町全域	70年	80年	70年	70年	20年	30年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

別表1のとおり。

### (2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持増進森林）	機能別一覧表	25,167.37

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)		9,220.15
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、快適環境形成機能維持増進森林)		-
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、保健文化機能維持増進森林)		3,551.42
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、木材生産機能維持増進森林)		20,490.72
木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			-

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		24,439.44
長伐期施業を推進すべき森林		740.51
複層林施業を推進すべき森林 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	機能別 一覧表
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	

### 3 その他必要な事項

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

#### (2) その他

1及び2も定める公益的機能別施業森林区分のほか、別途定める森林立地評価に基づく「立地環境図」及び「森林施業指針図」を参考に目標森林像を選定し、森林の立地環境に適した森林形成に努めること。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模を拡大することとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合等の林業事業体と連携し、これらの林業事業体に森林の経営の受託等に必要な情報を提供し、施業意欲のない森林所有者への施業委託を働きかける。

合意が得られた森林については、林業事業体の森林施業プランナー等が取りまとめを行い、森林の経営の受託拡大により、効率的な森林施業を目指す。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

山林境界の明確化、書面による契約、集落座談会による集団への働きかけ

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等の林業事業体に施業の委託を行うなどにより、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の策定にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の所有形態は小規模な零細林家が大部分を占め、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、森林組合等の林業事業体を中心とした施業の委託、協業化、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体等に長期的な施業委託することにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的に実施することとする。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、林業事業体等を中心に関係者により実施すること。

ウ 施業委託した森林所有者の一人が共同化について遵守しないことにより、その者が他の施業委託者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の施業委託者が果たすべき責務等を明らかにすること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめり等の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次表を目安として林道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

なお、次表の整備水準は、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地( 0° ~15° )	車両系作業システム	110m/ha以上	30m/ha以上
中傾斜地( 15° ~30° )	車両系作業システム	85m/ha以上	23m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	23m/ha以上
急傾斜地( 30° ~35° )	車両系作業システム	60[50]m/ha以上	16m/ha以上
	架線系作業システム	20[15]m/ha以上	16m/ha以上
急峻地 ( 35° ~ )	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

- 2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 3：「急傾斜地」の[ ]書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 特に定めず

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図り、森林施業や木材生産に応じた適切な規格・構造の林道を整備することとし、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として三重県林業専用道作設指針（平成23年3月24日環森第06-590号）の規程を踏まえて開設する。

##### イ 基幹路網の整備計画

## 南伊勢地域森林計画書のとおり

### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

持続的に使用可能な壊れない道作りを行うこととし、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日環森第06-591号）の規程を踏まえて開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

基幹作業道、森林作業道及び作業路については、「三重県作業道等規程」（昭和63年2月1日付け林業第139号）に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業従事者の養成

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の能力を備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業従事者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修等を積極的に活用し、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

さらに、三重県が「みえ森林・林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座を積極的に活用し、林業従事者のスキルアップを推進するよう指導していく。

##### (2) 林業従事者等の確保

若年層の林業へのUターンや新規参入を促進するために、林業労働に対するイメージの向上に努める。

具体的な方策としては以下のようことが挙げられる。

ア 林業・作業道の開設や機械化等の推進により労働強度の低減及び安全性の向上に努

める。

- イ 月給制、週休制、社会保険の充実等現在社会にマッチした雇用形態を実現する。
- ウ 森林についての総合的知識を有した若者の育成・確保を通じて、森林を総合的に管理する新しい職種という好ましいイメージを与える。
- エ 町内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象として、自然観察や林業体験学習等を実施し、林業への就業のきっかけをつくる。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮し、非皆伐施業にも対応し得る機械化を促進する。

このための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次表のとおりとする。

◇高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状	将来
伐採	伐倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスター
	造材	チェーンソー プロセッサー	チェーンソー プロセッサー
	集材	林内作業車	高能率林内作業車
		ラジコン式自走搬機	ラジコン式自走搬機
		H型集材機	H型集材機
		小型集材機	小型集材機
		フォワーダ グラップル スイングヤーダ タワーヤーダ	フォワーダ グラップル スイングヤーダ タワーヤーダ
造林 保育	地拵え 下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	他 枝打ち	人力	枝打機

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### (1) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備方針

必要な施設の整備にあたっては、町産材を優先し、木材製品等を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるとともに、合法伐採木材の流通の促進に図る。

(2) 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画は次表のとおりとする。

◇林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
			該当なし				

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定める。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。この際、対象鳥獣をニホンジカ等とする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するよう努める。

###### ア 植栽木の保護措置

人工造林を行う場合には、防護柵や防護チューブなどにより、稚樹等を保護する。また、小規模に点在させるパッチディフェンスを用いた防鹿対策の効果が高いことから、造林方法によっては積極的に活用する。

###### イ 捕獲

猟友会が中心となり、銃器やわな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの）による捕獲を行う。また施業地での誘因狙撃等の効率的な捕獲を検討する。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ ノウサギ カモシカ（上記イの対象外とする）	すべての林班	27, 920.82ha

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止のため、伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書に基づき確認を行う。必要である場合、現地の確認等を行い、助言・指導等をすることにより、鳥獣害防止を図る。

## 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

本まん延の兆しがあるナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡回を行い被害が発見された場合には三重県に通報する。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

#### (2) その他

該当なし

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

### 3 林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

### 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、あらかじめ消防、警察、地元自治会等の関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

## 5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号の規程に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めるものとする。

・旧大台地域

整理番号	団地名	林班	林班数	面積 (ha)
1	日進団地	1001～1010	10	515.40
2	神瀬団地	1011～1019	9	392.57
3	川添・三瀬谷団地	1020～1027 1038～1046	17	824.06
4	長ヶ団地	1028～1037	10	627.65
5	佐原・弥起井団地	1047～1057	11	687.54
6	菅団地	1058～1079	22	1,196.60
合 計			79	4,243.82

・旧宮川地域

整理番号	団地名	林班	林班数	面積 (ha)
7	真手団地	2092～2102	11	598.83
8	天ヶ瀬団地	2071～2080 2090～2091	12	781.48
9	浦谷団地	2081～2089	9	651.27
10	栗谷団地	2035～2070	36	2,109.71
11	清滝団地	2001～2009	9	576.98

12	唐櫃・総門団地	2010～2034 2103～2114	37	2,717.93
13	明豆団地	2166～2175	10	865.92
14	島谷団地	2115～2127	13	1,296.74
15	八知山団地	2155～2165	11	833.66
16	春日谷団地	2128～2140	13	1,364.12
17	大熊谷団地	2141～2154	14	1,105.62
18	カラスキ・持山団地	2176～2184 2338～2348	20	1,132.84
19	野又団地	2185～2210	26	1,717.87
20	古ヶ谷団地	2329～2337	9	561.55
21	大杉団地	2211～2229 2324～2328	24	1,443.95
22	垣外俣谷団地	2310～2323	14	854.59
23	大和谷団地	2278～2309	32	1,992.90
24	父ヶ谷団地	2262～2277	16	1,014.63
25	桑木谷団地	2230～2243	14	908.97
26	美濃団地	2244～2261	18	1,147.44
合 計			348	23,677

## 2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

J－クレジット制度を活用することにより、持続的な森林経営による健全な森林を育てるとともに、間伐によるCO<sub>2</sub>の吸収量の増大を図る。また、このJ－クレジット発行により得た資金を地域振興と森林整備に充てることにより地域全体での森づくりを推進する。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林は、国土保全に資する国民全体の資産であるとともに、地域住民にとっては快適な日常生活に欠かせない重要な資源であることから、常に身近な森林に目を向けて、自分達の手で森林を守る意識を啓発していく。

実地管理に当たっては、積極的に林業技術研修会などに参加して、自らの手で必要な管理施業ができるよう推進し、また効率的な施業のために、地域の林業事業体が中心になり、地区森林施業班を編成するなどして、地域と一体となって地域林業活動の底上げを推進する。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

一級河川「宮川」は、流域の人達にとって多大の水の恵みをもたらしており、源流部のある当町としても、きれいで安全な水を守る森林管理の責任は重大なものであるが、水の恩恵は流域全体にあり、また森林の公益的機能は広く国民全体に関わるものであるから、下流、都市の人達の参画による山村と都市との共同での森林整備の体制が望ましい。このため、企業をはじめ漁協等による植樹をはじめ、J－クレジットプロジェクトによる収益により森林管理活動を実施することで、宮川にきれいな水を供給するとともに、川上川下住民の森林・水に対する更なる意識向上を図っていく。

### (3) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

大台町森林経営管理制度推進計画に基づき事業を実施するものとする。

## 7 その他必要な事項

### (1) 三重県型森林区分について

#### ① 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離等の評価基準をもとに、森林を生産林と環境林（保全1・保全2・保存・共生）に区分する。

#### ② 森林の区域

機能別一覧表のとおり

#### ③ 森林の目標と管理方針

##### (ア) 生産林

木材生産を優先した人工林施業を継続しつつ、森林の持つ公益的機能をあわせて發揮できる森林を目標とする。

(イ) 環境林

天然林または針広混交林に誘導するような施業を行い、森林の持つ公益的機能を高度に發揮できる森林を目標とする。

(2) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準を遵守させるなど、盛土等に伴う災害の防止に努める。